



平成23年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社 アテクト
代表者名 代表取締役社長 小高 得央
(J A S D A Q ・ コード 4 2 4 1)
問合せ先 取締役 前田隆美
T E L (072) 967 - 7000 (代表)

元従業員による不正行為に関するお知らせ

この度、当社におきまして、当社の経理・財務担当管理職であった元従業員(以下、当該元従業員という)による不正行為が発覚しましたので、ご報告申し上げます。

なお、このような事態が生じたことは、誠に遺憾であり、株主の皆様をはじめ、当社の取引先及びお客様方に多大なご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 不正行為の概要

当社の財務・金融取引を管理する担当管理職であった当該元従業員が、平成19年10月ごろから平成23年12月までに、会社が無断で契約した当社名義の法人コーポレートカードを私的に流用して、不正に資金を取得し、私的な用途に流用していたことが判明いたしました。本件は、平成23年12月15日に、当該元従業員が不正に流用していた法人コーポレートカードの発行会社のうちの一社から連絡を受けたことにより発覚いたしました。当社は、その後直ちに管理本部において調査を行いましたところ、上記事実関係が判明するに至った次第です。

本件は、財務・金融取引を管理する役割を負っていた担当管理職が、法人コーポレートカードを流用し、当社の預金口座を通さずに決済を繰り返すという簿外取引として不正行為が行われていたため、極めて発見困難なものであったと考えております。

なお、当該元従業員も、上記事実関係を認めており、当社は、平成23年12月22日付で当該元従業員を懲戒解雇処分といたしました。

2. 業績への影響について

これまでの社内調査によれば、上記不正流用により、当社がカード会社から請求を受ける金額は約130百万円と見込んでおりますが、かかる債務について当社としては債務不存在の認識であるものの平成24年3月期財務諸表及び過年度財務諸表への影響については、現在精査中であります。なお、当社の当面の資金繰りには影響はございません。

3. 今後の対応について

- (1) 当社は、本件事案発覚後、直ちに社内調査を実施し、当該元従業員については既に懲戒解雇処分といたしました。

本件に対する今後の対応につきましては、当該元従業員からの回収方法等を含め、顧問弁護士等とも協議の上で検討してゆく所存です。

- (2) 当社は「内部統制システムの基本方針」を制定し、経営管理体制の強化を推進してまいりましたが、発見困難な手口を用いた簿外取引により、本件のような事態を惹起し、誠に遺憾に存じます。この事実を厳粛に受け止め、顧問弁護士を交えて、適切な人事ローテーションの実施等を含めた内部管理体制を再度見直し、再発防止を図ってまいります。

加えまして、財務・金融取引に携わる従業員からは不正行為を防止する観点から誓約書を提出させ、取引を認識しているカード会社には定期的取引残高の照会を行います。また、内部監査体制についても内容の充実・強化を図り、このような不祥事を二度と起こさぬよう努めてまいる所存であります。

- (3) 前述のとおり、財務諸表への影響について現在精査中ではありますが、判明次第、遅滞なく開示いたします。

各位におかれましては引き続きご支援ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

以 上